３　カプセル型内視鏡によるもの　1,700点
４　その他のもの　1,700点
注１　２種類以上行った場合は、主たるもののみ算定する。
２　３について、内視鏡的挿入補助具を用いて行った場合は、内視鏡的留置術加算として、260点を所定点数に加算する。
３　４について、粘膜点墨法を行った場合は、粘膜点墨法加算として、60点を所定点数に加算する。
Ｄ３１０－２　消化管通過性検査　720点
Ｄ３１１　直腸鏡検査　300点
Ｄ３１１－２　肛門鏡検査　200点
Ｄ３１２　直腸ファイバースコピー　550点
注　粘膜点墨法を行った場合は、粘膜点墨法加算として、60点を所定点数に加算する。
Ｄ３１２－２　回腸嚢ファイバースコピー　550点
Ｄ３１３　大腸内視鏡検査
１　ファイバースコピーによるもの
イ　Ｓ状結腸　900点
ロ　下行結腸及び横行結腸　1,350点
ハ　上行結腸及び盲腸　1,550点
２　カプセル型内視鏡によるもの　1,550点
注１　粘膜点墨法を行った場合は、粘膜点墨法加算として、60点を所定点数に加算する。
２　拡大内視鏡を用いて、狭帯域光による観察を行った場合には、狭帯域光強調加算として、200点を所定点数に加算する。
３　１のハについて、バルーン内視鏡を用いて行った場合は、バルーン内視鏡加算として、450点を所定点数に加算する。
４　２について、内視鏡的挿入補助具を用いて行った場合は、内視鏡的留置術加算として、260点を所定点数に加算する。
Ｄ３１４　腹腔鏡検査　2,724点
Ｄ３１５　腹腔ファイバースコピー　2,160点
Ｄ３１６　クルドスコピー　400点
Ｄ３１７　膀胱尿道ファイバースコピー　950点
注　狭帯域光による観察を行った場合には、狭帯域光強調加算として、200点を所定点数に加算する。
Ｄ３１７－２　膀胱尿道鏡検査　890点
注　狭帯域光による観察を行った場合には、狭帯域光強調加算として、200点を所定点数に加算する。
Ｄ３１８　尿管カテーテル法（ファイバースコープによるもの）（両側）　1,200点
注　膀胱尿道ファイバースコピー及び膀胱尿道鏡検査の費用は、所定点数に含まれるものとする。
Ｄ３１９　腎盂尿管ファイバースコピー（片側）　2,160点
Ｄ３２０　ヒステロスコピー　620点
Ｄ３２１　コルポスコピー　210点
Ｄ３２２　子宮ファイバースコピー　800点
Ｄ３２３　乳管鏡検査　960点
Ｄ３２４　血管内視鏡検査　2,040点
注１　血管内視鏡検査は、患者１人につき月１回に限り算定する。
２　呼吸心拍監視、血液ガス分析、心拍出量測定、脈圧測定、造影剤注入手技及びエックス線診断の費用（フィルムの費用は除く。）は、所定点数に含まれるものとする。
Ｄ３２５　肺臓カテーテル法、肝臓カテーテル法、膵臓カテーテル法　3,600点
注１　新生児又は３歳未満の乳幼児（新生児を除く。）に対して当該検査を行った場合は、新生児加算又は乳幼児加算として、それぞれ10,800点又は3,600点を所定点数に加算する。
２　カテーテルの種類、挿入回数によらず一連として算定し、諸監視、血液ガス分析、心拍出量測定、脈圧測定、肺血流量測定、透視、造影剤注入手技、造影剤使用撮影及びエックス線診断の費用は、全て所定点数に含まれるものとする。
３　エックス線撮影に用いられたフィルムの費用は、区分番号Ｅ４００に掲げるフィルムの所定点数により算定する。

第４節　診断穿刺・検体採取料

通則
１　手術に当たって診断穿刺又は検体採取を行った場合は算定しない。
２　処置の部と共通の項目は、同一日に算定できない。

区分
Ｄ４００　血液採取（１日につき）
１　静脈　40点
２　その他　６点
注１　入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。
２　６歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、35点を所定点数に加算する。
３　血液回路から採血した場合は算定しない。
Ｄ４０１　脳室穿刺　600点
注　６歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、100点を所定点数に加算する。
Ｄ４０２　後頭下穿刺　300点
注　６歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、100点を所定点数に加算する。
Ｄ４０３　腰椎穿刺、胸椎穿刺、頸椎穿刺（脳脊髄圧測定を含む。）　312点
注　６歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、100点を所定点数に加算する。
Ｄ４０４　骨髄穿刺
１　胸骨　260点
２　その他　300点
注　６歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、100点を所定点数に加算する。
Ｄ４０４－２　骨髄生検　730点
注　６歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、100点を所定点数に加算する。
Ｄ４０５　関節穿刺（片側）　100点
注　３歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、100点を所定点数に加算する。
Ｄ４０６　上顎洞穿刺（片側）　60点
Ｄ４０６－２　扁桃周囲炎又は扁桃周囲膿瘍における試験穿刺（片側）　180点
Ｄ４０７　腎嚢胞又は水腎症穿刺　240点
注　６歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、100点を所定点数に加算する。
Ｄ４０８　ダグラス窩穿刺　240点
Ｄ４０９　リンパ節等穿刺又は針生検　240点
Ｄ４０９－２　センチネルリンパ節生検（片側）
１　併用法　5,000点
２　単独法　3,000点
注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、乳癌の患者に対して、１については放射性同位元素及び色素を用いて行った場合に、２については放射性同位元素又は色素を用いて行った場合に算定する。ただし、当該検査に用いた色素の費用は、算定しない。
Ｄ４１０　乳腺穿刺又は針生検（片側）
１　生検針によるもの　690点
２　その他　200点
Ｄ４１１　甲状腺穿刺又は針生検　150点